

公 告

物品調達契約を制限付き一般競争入札により実施するに当たり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成29年10月25日

青森県知事 三村 申吾

記

1 入札に付する事項

次の物品の供給に係る単価契約

※下記（1）アからウまでに掲げる品名ごとにそれぞれの入札とする。

（1）品 名 NEC EPカートリッジ（本庁・青森地区）

ア EPカートリッジ（大容量）

イ 環境循環型EPカートリッジ（大容量）

ウ リサイクルEPカートリッジ

（2）規 格 9に定める入札説明書による。

（3）予定数量 9に定める入札説明書による。

（4）供給期間 平成29年12月1日から平成30年11月30日まで

（5）納入場所 9に定める入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

（1）入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

ア 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

ウ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）第5で規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登録され、かつ、A等級に格付されている者であること。

エ 県内に本店を有する者であること。

オ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿掲載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行。以

下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。

カ 競争入札参加資格者名簿に登載された日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第9号から第16号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。

キ 営業品目(E01 OA機器)が競争入札参加資格者名簿に登載されている者又は1(1)に掲げる物品と同一の種類の物品について、過去5年の間に納入実績があることを証明した者であること。

ク 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。)でないこと。

(2) 入札に参加する者に必要な資格の確認

制限付き一般競争入札に参加しようとする者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書を原則として持参により提出し、入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

ア 提出期限 平成29年10月31日(火) 17時00分

イ 提出場所 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

3 契約条項等を示す場所等

(1) 契約条項等を示す場所 2の(2)のイに定める場所に同じ。

(2) 契約条項等を示す期間 公告の日から平成29年11月14日まで

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時 平成29年11月15日(水) 11時30分

(2) 場所 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県庁舎南棟3階 出納局会計管理課入札室

5 入札保証金及び契約保証金に関する事項

免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のし

た入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

上記1（1）のアからウまでに掲げる品名ごとに、それぞれの予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

8 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から7日以内に契約を締結する。

9 入札説明書

この公告に記載された事項に係る詳細については、入札説明書によるものとする。

(1) 交付場所 2の(2)のイに定める場所に同じ。

なお、青森県出納局会計管理課ホームページにおいて公開する。

(2) 交付期間 3の(2)に定める期間に同じ。

10 本公告に関する問合せ先

青森県出納局会計管理課物品調達グループ

電話 017-734-9104